

第 201100123529 号
平成 23 年 12 月 7 日

社団法人鳥取県建設業協会会長
社団法人鳥取県土木施工管理技士会会長
社団法人鳥取県造園建設業協会会長
社団法人鳥取県管工事業協会会長
社団法人鳥取県電業協会会長
部落開放鳥取県企業連合理事長
鳥取県技能士企業連合会長

様

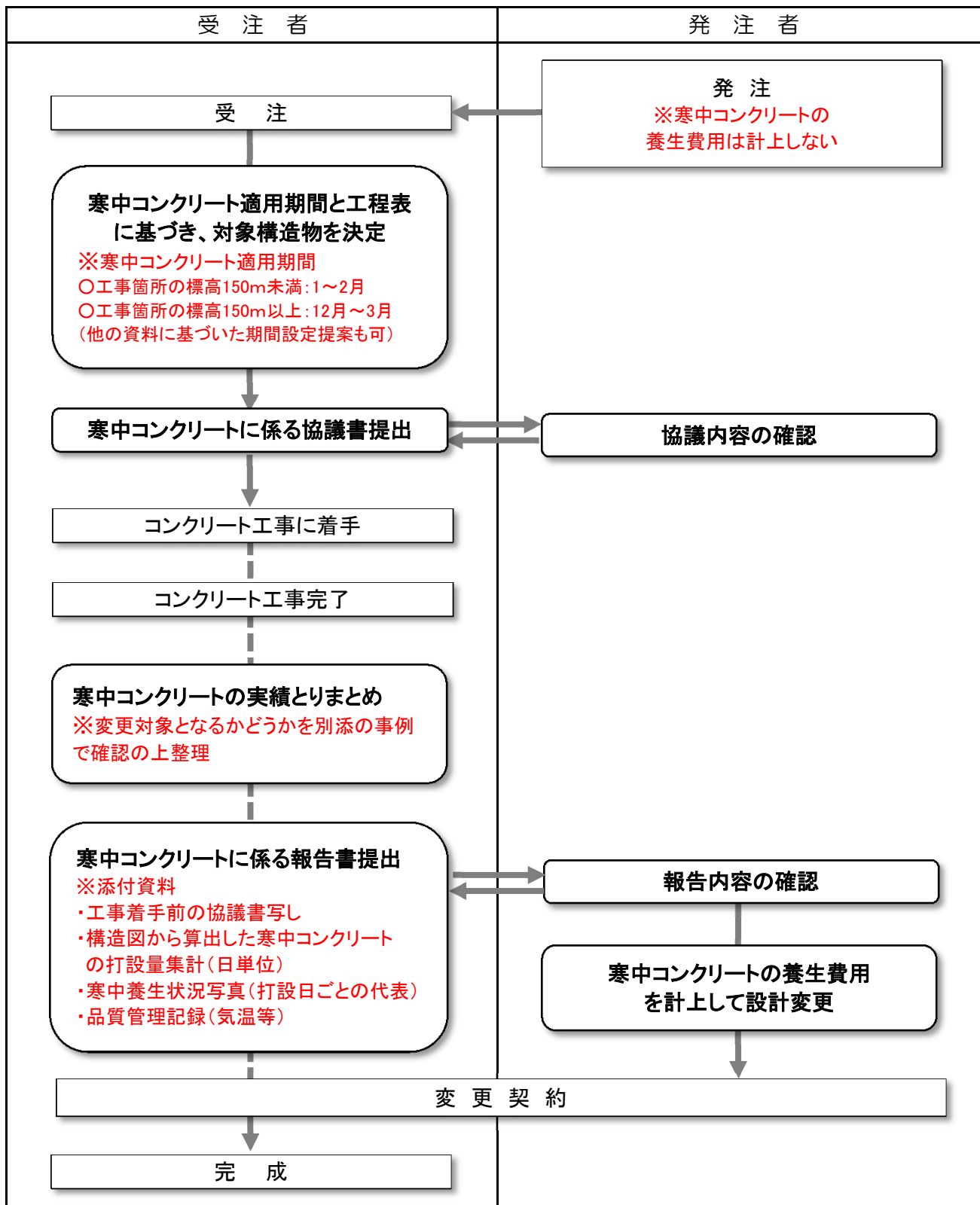
鳥取県県土整備部長
(公印省略)

寒中コンクリートの養生費用について(通知)

「寒中コンクリート」の養生費用について、別添のとおり定め、今後着手するコンクリート工事から適用することとしましたので、御承知ください。

(企画・技術調査担当：中原、電話：0857-26-7499、ファクシミリ：0857-26-8189)

寒中コンクリート養生費用 適用フロー



■寒中コンクリート対象構造物の決定方法(工事着手前)

- ①工程表の作成
- ②施工箇所の標高から「寒中コンクリートの適用期間」を決定
- ③工程表から、上記②の月に対応する対象構造物を抽出
 - ・原則構造物単位を対象。ただし、延長のある構造物は目地単位とする。
 - ・対象構造物の工程が寒中コンクリート適用月以外に跨がる場合は、構造物単位で 寒中コンクリートの対象とする。

■寒中コンクリートの実績集計(工事完了後)

原則として、工事着手前に協議した構造物の範囲内で、寒中養生の必要な打設日単位で実績数量を集計

寒中コンクリートの適用事例について
 <寒中養生の適用が1~2月の場合>

事前協議	事 例		12月	1月	2月	3月
○	ケース① 計画どおりの工程	計画	★事前協議	構造物A	原則、構造物単位	構造物B
		実施		構造物A	打設日単位で実績集計	構造物B
○	ケース② 工程が前倒しとなった場合	計画	★事前協議	構造物A		構造物B
		実施		構造物A	★事前協議	構造物B
○	ケース③ 工程が遅延した場合 (受注者の責に起因する工程遅延の場合)	計画		構造物A	寒中養生を適用できる期間	
		実施		構造物A		
○	ケース④ 工程が遅延した場合 (ケース②以外の場合※1)	計画		構造物A		
		実施	★事前協議	構造物A		
○	ケース⑤ 寒中養生適用月に寒中養生が不要な日があった。 (暖冬等の異常気象)	計画	★事前協議	構造物A		構造物B
		実施		構造物A		構造物B
×	ケース⑥ 寒中養生適用月以外に寒中養生が必要な日があった場合 (寒波等の異常気象)	計画		構造物A		構造物B
		実施		構造物A	施工箇所の日平均気温 4℃以下の証明必要	構造物B

※1) 契約書第18条～第21条に起因する工程遅延の場合

- 凡 例
- 寒中養生必要
 - 寒中養生費用計上(変更対象)
 - 寒中養生不要